



島根県報

平成26年2月21日（金）

第2,573号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3

【特定調達公告】

島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	4
島根県水防情報システム（第二期）更新及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（河 川 課）	4

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	5
-------------------------------	----------	---

【人委規則】

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		8
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		16

告 示**島根県告示第96号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
岩井 俊樹 上代 和彦	訪問マッサージこもれび	あん摩マッサージ指圧	松江市学園一丁目10番15号 エクセレント丸新202号室	平成26年 2月10日

島根県告示第97号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市大東町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第98号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
鹿足郡吉賀町	平成22年度～25年度	19枚	1冊	蔵木3	平成26年 2月13日
邑智郡美郷町	平成17年度～25年度	25枚	1冊	九日市②	平成26年 2月13日

邑智郡美郷町	平成17年度～25年度	27枚	1冊	原	平成26年2月13日
邑智郡邑南町	平成23年度～25年度	17枚	1冊	日和Ⅲ	平成26年2月13日
浜田市	平成14年度～25年度	59枚	1冊	折居5	平成26年2月13日
浜田市	平成20年度～25年度	31枚	1冊	熱田町1	平成26年2月13日
隠岐郡隠岐の島町	平成23年度～24年度	14枚	14冊	伊後②	平成26年2月13日
隠岐郡隠岐の島町	平成23年度～24年度	7枚	1冊	代②	平成26年2月13日
松江市	平成23年度～25年度	12枚	1冊	枕木③	平成26年2月13日
松江市	平成22年度～25年度	9枚	1冊	朝酌③	平成26年2月13日

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成26年2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶 1隻

係留施設及びその他附属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系雲洲平田船川において、出雲市平田町地内

(2) 日時

平成26年1月24日9時30分から同日10時40分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成26年1月24日 11時20分

(2) 場所

県道斐川出雲大社線 北神立橋 斐川町側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市下坂田町字中島神子126番11

面積 213.34平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町776番地 2

梶村誠司

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NEC・ワコムアイティ特定業務共同企業体 代表者 日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持裕規

島根県松江市朝日町477-17

5 随意契約に係る契約金額

275,152,395円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

提案競技方式により契約相手方を選定した後、その相手方と随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

8 提案競技を実施する旨の公告を行った日

平成25年 5月31日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
島根県水防情報システム（第二期）更新及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部河川課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社島根支店 島根県松江市東朝日町102
- 5 随意契約に係る契約金額
384,577,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2月21日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第1号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

	「		「		「		「		「	
	91		90		75		74		21	
	91		91		75		74		22	
	92		91		76		75		23	
	92		91		76		75		24	
	93		92		77		75		25	
	94		92		77		75		25	
	95		92		78		76		26	
	96		93		78		76		26	
別表第7の2アの表中	97	を	93	に、	79	を	76	に、	27	を
	98		94		79		76		27	
	99		95		80		77		28	
	100		96		80		77		28	
	101		97		81		77		29	
	101		98		81		77		29	
	102		99		82		78		30	
	102		100		82		78		30	
	103		101		83		79		31	

」 」 」 」 」

「

20
20
21
21
21
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27

に改め、同別表イの表中

」

「

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
65

を

「

61
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64

に、

」

」

「

75
75
76

「

74
74
74

「

49
49
49

「

48
48
49

「

57
57
57

76		74		50		49		57	
77		74		50		49		57	
77		74		50		49		58	
78		74		51		49		58	
78		74		51		49		58	
79	を	74	に、	51	を	50	に改め、同別表ウの表中	58	を
79		74		52		50		58	
80		74		52		50		59	
80		74		52		50		59	
81		74		53		50		59	
81		74		53		50		59	
82		74		54		51		59	
82		74		54		51		60	
83		74		55		51		60	

56		56		55	
57		56		56	
57		56		56	
57		56		56	
57		57		56	
57		57		56	
57		58		57	
58	に、	58	を	57	に、
58		59		57	
58		60		57	
58		60		58	
58		61		58	
59		61		58	
59		62		58	
59		62		58	
59		63		59	

69	68
70	69
71	69
72	70
73	70
74	71
75	71

76	を	72	に改める。
77		72	
78		73	
79		73	
80		74	
81		74	
82		75	
83		75	
84		76	
85		77	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第25中	「	57	を	56	に、	56	を	55	に、
	57	57	57	57	56	56	56	56	56
	57	57	57	57	56	56	56	56	56
	57	57	57	57	56	56	56	56	56
	57	57	57	57	57	57	57	56	56
	58	58	57	57	57	57	57	56	56
	58	58	57	57	58	58	58	57	57
	58	58	58	58	58	58	58	57	57
	58	58	58	58	59	59	59	57	57
	58	58	58	58	59	59	59	57	57
	59	59	58	58	60	60	60	57	57
	59	59	58	58	60	60	60	58	58
	59	59	58	58	61	61	61	58	58
	59	59	59	59	61	61	61	58	58
	59	59	59	59	62	62	62	58	58
	60	60	59	59	62	62	62	58	58

60

59

63

59

「

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

を

「

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

に、

」

」

「

51
51
52
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65

を

「

50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

に、

「

33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

「

32
33
33
33
33
34
34
34
34
34
35
35
35
36
36
37

に、

「

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36

を

「

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

に改める。

」

」

」

」

」

」

別表第26中	「	101	を	「	100	に、	「	69	を	「	68	に、
		101			100			70			68	
		102			100			71			68	
		102			100			72			68	
		103			100			73			69	
		103			100			73			69	
		104			100			74			69	
		104			100			74			69	
		105			101			75			69	
		106			101			75			70	
		107			101			76			70	
		108			101			76			70	
		109			101			77			70	
		110			101			78			70	
		111			101			79			71	
		112			101			80			71	
	113			101			81			71		
	」			」			」			」		

「	69	を	「	68	に、
	70			69	
	71			69	
	72			70	
	73			70	
	74			71	
	75			71	
	76			72	
	77			72	
	78			73	
	79			74	
	80			75	
	81			76	
	82			77	
	83			78	
	84			79	
	85			80	
	」			」	

「	53	「	52	「	49	「	48	「	31	「	30
	54		53		50		48				

55	を	53	に、	51	を	49	に、	31	を	31	に改める。
56		53		52		49		31		31	
57		53		53		49		32		31	
58		54		53		50		32		31	
59		54		54		50		32		32	
60		54		54		50		33		32	
61		54		55		51		33		32	
62		55		55		51		34		32	
63		55		56		51		34		33	
64		55		56		52		35		33	
65		55		57		52		35		33	
65		56		58		52		36		34	
66		56		59		53		36		34	
66		56		60		53		37		35	
67		57		61		53					

別表第27中

を	41	に、	40	を	47	に改める。	46
	41		40		47		46
	41		41		48		46
	41		41		48		47
	42		41		49		47
	42		41		50		47
	42		41		51		47
	42		41		52		47
	43		42		53		48
	43		42		54		48
	43		42		55		48
	43		42		56		48
	44		42		57		48
	44		42		58		49
	44		43		59		49
	44		43		60		50
	45		43		61		51

40	40	44	43
40	40	44	44
40	40	44	44
41	40	45	44
41	41		
41	41		

別表第28中

42	を	41	に、	45	を	44	に改める。
42		41		46		45	
42		41		46		45	
43		41		47		45	
43		42		47		45	
43		42		48		46	
44		42		48		46	
44		42		49		47	
44		42		49		47	
45		43		50		48	
45		43		50		48	
46		43		51		49	
46		43					
47		43					

別表第29中

29	を	28	に、	49	を	48	に、	43	を	42	に改
29		28		49		48		43		42	
29		29		49		49		44		43	
30		29		50		49		44		43	
30		29		50		49		45		43	
30		30		50		49		45		43	
31		30		51		49		46		44	
31		30		51		50		46		44	
31		31		51		50		47		44	
32		31		52		50		47		44	
32		31		52		50		48		45	
32		32		52		50		48		45	
33		32		53		51		49		45	
33		32		53		51		49		45	
34		33		54		51		50		46	
34		33		54		51		50		46	
35	33	55	51	51	47						

める。

62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62

別表第30中

63	を	62	に、
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	
64		64	
64		64	
64		64	
65		64	

75	を	74	に、	49	を	48	に、	41	を	40	に、
75		74		49		48		41		40	
76		74		49		49		42		41	
76		74		50		49		42		41	
77		74		50		49		43		41	
77		74		50		49		43		42	
78		74		51		49		44		42	
78		74		51		49		44		42	
79		74		51		50		45		42	
79		74		52		50		45		43	
80		74		52		50		46		43	
80		74		52		50		46		43	
81		74		53		50		47		43	
81		74		53		50		47		44	
82		74		54		51		48		44	
82		74		54		51		48		44	
83	74	55	51	49	45						

27	を	26	に改める。
27		27	
27		27	
28		27	
28		27	
28		28	
29		28	
29		28	
30		28	
30		29	
31		29	

31
32
32
33

29
30
30
31

」

」

「

「

92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97

91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
94
95
95
95

別表第31中

を

に、

」

」

「

「

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105

92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
97

を

に、

」

」

69		68
70		68
71		69
72		69
73		69
73		69
74		70
74		70
75	を	70
75		70
76		71
76		71
77		71
78		71
79		72
80		72
81		73

に、

43		42
43		43
43		43
44		43
44		43
44		44
45		44
45	を	44
45		44
46		45
46		45
46		45
47		46
47		46
47		47

に、

38		37
39		38
40		38
41		39

41	を	39	に改める。
42		40	
42		40	
43		41	
43		41	
44		42	
44		42	
45		43	
46		43	
47		44	
48		44	
49		45	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の3中	を	94	に、	59	を	58	に、	34	を	33	
		94		93		59		58		35	34
		95		94		60		59		36	34
		95		94		60		59		37	35
		96		94		61		59			
		96		95		61		59			
		97		95		61		60			
				95		61		60			
						62		60			
						62		60			
						62		61			
						62		61			
		63	61								
		63	61								
		63	62								
		63	62								
		64	63								

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。